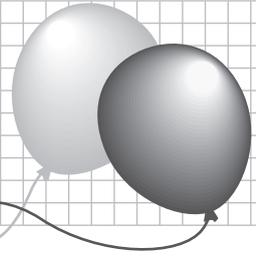


# 話題の広場



## 中央会事業より

### 組合活力向上事業を実施 ～あきた不動産事業協同組合～

8月7日(火)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、あきた不動産事業協同組合を対象に、空き家や空き地の維持管理業務を共同受注することを目的とした組合活力向上事業を実施しました。

講師である明海大学中城康彦教授からは、中小不動産業者の今後の事業展開の方向性について、「少子化傾向の中で、今後、空き家や空き地が更に増加していくことが予想され、地元の情報に精通した不動産業者の活躍が期待されている。」と述べられたほか、空き家及び空き地の維持管理業務を共同受注するためのポイントとして、①顧客パターンの把握、②空き家・空き地の顧客に関する管理履歴(顧客カルテ)の作成、③「管理業務マニュアル」の作成を挙げ、管理業務に関する内部講習の必要性など具体的な提言がなされました。今後は、共同受注事業の運営スキームを完成させ、共同受注事業の具体的実施に結びつけていくこととしています。



【研修会の様子】

### 高齢者ビジネス構築事業を実施

8月22日(火)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、第1回高齢者対応ビジネス構築事業を実施しました。

本事業は、高齢者にとって買い物の利便性の向上や安全・安心な生活を守る観点から、組合連携等で新たなビジネスモデルを構築することを目的として3回に亘り実施します。

今回は、高齢者向けビジネスの事例研究や組合におけるビジネスモデルの検討をテーマに開催しました。講師のNPO法人東上まちづくりフォーラム顧問の鈴木和雄氏からは、「高齢者御用聞きビジネスについて～『地域支え合いお手伝い隊』の高齢者支援サービス～」と題して、埼玉県の補助事業の活用や地元商工会等との連携により取り組んでいる高齢者向けビジネス等について基調講演が行われました。

引き続き、株式会社小室経営コンサルタント代表取締役の小室秀幸氏をコーディネーターとして、高齢者ビジネスモデルの原案をもとに、実現の可能性等について意見交換を行いました。

出席者からは、「高齢者ビジネスモデルを構築するに当たり、組合単独よりも、組合間連携によるビジネスモデルの構築を目指したい。」という積極的な意見も出されました。



【事例研究の様子】

### 「首都圏攻略プロデュース事業」の採択事業所を決定

8月29日(火)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、「首都圏攻略プロデュース事業」の採択事業所を決定する審査会を開催しました。

本事業は、商品の改良から販売促進まで一貫して「首都圏で売れる商品」の開発を支援するもので、3年目の今回は9事業所から応募がありました。

審査会は、書類選考を通過した5事業所の試作品を対象に、本会塩田会長を始め、あきた食品振興プラザ後藤一会长等5名の審査員による試食とプレゼンテーション審査を行いました。

審査の結果、「そばぷりん」を出品した『菓子工房エスポワール(山本郡藤里町)』を採択事業所に決定しました。

採択事業所の商品については、今後、県内外でマーケティング調査を実施し、商品改良などを経て、最終的に販売促進イベントを開催する予定です。



【審査会の様子】

## 「秋田県暴力団排除条例」研修会を開催

8月3日(金)、秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課の中島一人課長補佐を講師に迎え、本会役職員を対象とした秋田県暴力団排除条例研修会を開催しました。

本研修会は、暴力団の活動が複数の一般人を介する等年々不透明化が進んでおり、気づかない状況で暴力団への資金提供等に繋がるケースも考えられたため、組合活動等においても、**契約書や定款等に「暴力団及び共生者とは契約しない(提供しない)」旨の暴力団排除条項を盛り込み、また、相手方が暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書を取りつける**などの対応が必要であることから実施しました。



【研修会の様子】

例えば、本県では2組合が既に、定款に下記のとおり追加しております。

### 第8条(組合員資格)

2 前項の規定に係わらず、次の各号の一に掲げる場合は、組合員となることができない。

- (1)事業者の役員及び従業員が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
- (2)事業者の役員の配偶者が暴力団員であるとき
- (3)事業者及び事業者の役員が暴力団及び暴力団員に資金等の提供及びその他便宜を図っているとき

### 第13条(除名)

(6)第8条第2項各号の一に該当することになった組合員

このほか、契約書等への暴力団排除条項の盛り込み等、関連する事項につきましては本会事業振興部(☎018-863-8701)までご相談ください。

# インフォメーション

## 企業間の出向・移籍や在職者の転職を支援

8月3日(金)、財団法人産業雇用安定センターの小串正次郎理事長等が本会を訪れ、本会高橋専務理事に対し、当センター事業について日頃の協力に対するお礼と、実績報告や本県における利用拡大のための周知並びに協力方の要請がありました。

当センターは、全国ネットで、出向・移籍の斡旋や在職者の職業相談、職業紹介を行っています。



是非、一度当センターのホームページをご覧ください。【高橋専務理事(左奥)と小串理事長(右奥)】

【お問い合わせ先】 財団法人産業雇用安定センター 秋田事務所 ☎018-823-7024

URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

## 国際コンテナ定期航路 秋田ーウラジオストク新航路開設

秋田港とウラジオストク港とを結ぶ国際コンテナ定期航路(秋田沿海州航路)が、8月14日から開設されました。

新航路では、秋田からウラジオストクまで同じ船で運航するため、釜山港での荷物の積み替えが不要となり、輸送日数が従来より5～7日間短縮されるなど、時間とコストの縮減に繋がります。

また、今年4月には、秋田港新国際コンテナターミナルの供用が開始され、荷主の皆様にとっては秋田沿海州航路の開設と併せ、秋田港の一層の利便性向上が図られています。

秋田港では、コンテナヤードの拡充、ガントリークレーンや放射線検知装置等の設備により、荷役作業の効率化や安全性の確保など、環日本海の物流拠点として整備が進められています。

なお、官民一体となって環日本海交流を推進している秋田県環日本海交流推進協議会では、ロシア向け荷物の荷主の皆様に対し、補助金を交付します。

- 補助の要件 平成24年度中(8月14日以降)に秋田沿海州航路を利用した荷主
- 補助金の額 輸出入1TEUあたり1万円 (※1TEU=20フィートコンテナ1本)
- 申請手続き 秋田県環日本海交流推進協議会に対し、申請書及び利用を証明する書類の提出が必要です。手続等詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】秋田県環日本海交流推進協議会 経済交流部会(秋田県産業労働部商業貿易課内)

☎018-860-2218

# 支援団体活動レポート

## 通常総会・事業成果報告会を開催 ～秋田県中小企業青年中央会～

7月25日(水)、秋田市のパーティーギャラリーイヤタカにおいて、秋田県中小企業青年中央会(31会員)の平成24年度通常総会が開催されました。

通常総会では、平成23年度事業報告、収支決算が原案どおり承認されたほか、平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)など全ての議案が原案どおり満場一致で可決決定されました。また、任期満了による役員改選が行われ、会長には新たに佐藤幸樹氏(秋田県自動車整備商工組合青年部会長)が選出されました。

引き続き、平成23年度組合青年部研究会事業(本会支援事業)を活用した4組合青年部から事業の成果報告が行われました。発表者からは、「視察先で専門的な技術に触れたことにより、新規事業の可能性を青年部員に周知できた。」「視察先での取り組みを参考に、当商店街のキャラクターを使用したアイテムを開発し、販売している。」など、新たな共同事業の構築に向けた積極的な取り組み事例が報告されました。



【新任の佐藤会長】

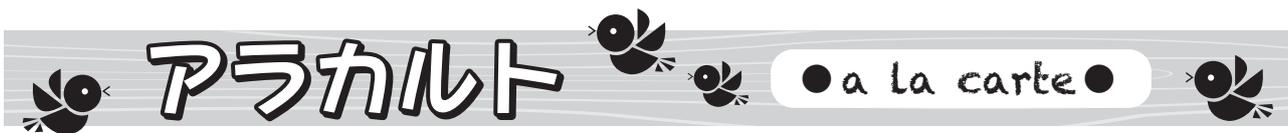
## 通常総会を開催し新役員を決定 ～秋田県官公需受注対策協議会～

8月23日(木)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて、秋田県官公需受注対策協議会(26会員)の平成24年度通常総会が開催され、平成23年度の事業報告が原案どおり承認されたほか、平成24年度事業計画(案)が原案どおり満場一致で可決決定されました。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長に加藤憲成氏(秋建協同組合理事長)、副会長に大門一平氏(秋田県印刷工業組合理事長)がそれぞれ再選されました。



【通常総会の様子】



## ■成熟型社会対応サービス産業支援事業に採択

～秋田県漆器工業協同組合～

秋田県漆器工業協同組合(佐藤善六理事長)の「“たなごころ”プロモーション計画事業」が、県の成熟型社会対応サービス産業支援事業に採択されました。

当組合では、「高齢者向け宅配弁当容器」と「高齢者施設用食器」の二つのモニター事業を通じて、漆器の改良と利用拡大に取り組みます。

佐藤理事長は、「高齢者向けに開発した漆器“たなごころ”シリーズを実際に使用してもらい、使いやすさや、食べる楽しみを通じて生活にぬくもりを感じてもらいたい。また、モニターの意見を参考に、更に使いやすいユニバーサルデザインの漆器を製作し、商品アイテム数を増やしながら、ユーザーの拡大を図り、産地の活性化に繋げていきたい。」と今後の抱負を述べられました。



【たなごころ(皿3種類、椀4種類)】

## 新会員紹介

### ■秋田家電事業協同組合



千葉理事長

【組合の紹介・PR】 地域家電販売店の経営状況は、店主の高齢化や後継者不在といった不安要素を抱えているほか、現状の単独店舗運営では、個店の販売促進が主体で規模が小さい上に、総じてコスト高となり、確保したい商品を欲しい時にすぐ仕入れることが出来ない等の悪循環をはらんでいます。そこで、このたび、地域家電販売店19名による組合設立の気運が盛り上がり、事業協同組合の設立に至りました。

高齢化社会を迎え、いわゆる家電難民を救うのは、地域に根付いた「まちの家電販売店」しかないという志を持ち、家電販売店が抱える課題解決にあたり、売上及び顧客の維持拡大やコスト負担の圧縮、在庫軽減等に取り組み、経営の改善と経済的地位の向上を図って参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

◆住所	秋田県秋田市山王三丁目1番7号
◆代表理事	千葉三四郎
◆出資金	2,850,000円
◆組合員数	19名
◆主な事業	組合員の取り扱う家電商品の官公庁からの共同受注
◆成立年月日	平成24年8月23日

## 組合相談コーナー 組合の加入について

Q 当組合は製造業の事業協同組合ですが、先般、組合に対し、新規加入の申込がありました。法律では原則として加入の自由が認められていますが、加入の承諾に際し注意点はありますか。

A 中小企業等協同組合法第14条により、組合員の資格を有する者が組合に加入する場合には、組合は正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨を規定してあります。

これに違反した場合には、組合理事に対しての罰則の適用や、独占禁止法の適用除外団体たる恩典を失うこととなります。

しかし、組合員資格を持つ者であっても、(1)正当な理由がある場合や(2)組合の定款に定められている出資の引受け、経費又は加入金等の負担が履行できないことが明らかな者については、加入を拒むことができます。

(1)で言う「正当な理由」とは、組合法の趣旨あるいは社会通念上からも不当でない認められる理由をいい、次のようなものがあります。

- ・ 加入申込者の規模が大きく、加入によって組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けるおそれがある場合
  - ・ 加入申込前に員外者として組合の活動を妨害していたことがある場合、等。
- また、加入者の規模について、従業員数・資本金がどちらも小企業者の範囲を超えた場合には、公正取引委員会へ届け出る必要があります。

ここで、組合の加入について確認してみましょう。

次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。

- 1 新たに組合に加入の申し出があった場合には、総会で承認しなければならない。
- 2 ある組合に加入しているものが、同時にもう一つの組合に加入することはできない。
- 3 加入に際し、既存組合員の有する持分を譲り受けて、組合員となることができる。

※回答は9ページに掲載しています。



## 組合ティールーム

秋田県味噌醤油工業協同組合

理事長 浅利 滋さん

### ◎業界の現状について

当組合は、県内の味噌、醤油醸造業者で組織し、原材料の共同購入を主な共同事業としています。このところ、人口減少、少子高齢化、食事の洋風化・簡素化等により、味噌、醤油の消費は右肩下がり、共同事業収入も減少しています。

最近、塩麴がブームとなり、組合員が何社か製造に取り組んでいますが、塩麴がきっかけとなり、味噌や醤油等、発酵食品全体に目が向けられるようになることを期待しています。

### ◎理事長としての抱負

理事長として念頭に置いているのは、先人達が作り上げた「秋田味噌」、「秋田の醤油」の「秋田ブランド」の伝統を守っていききたいということ。幸い、組合員にはだいたいの後継者がおり、平成22年に若手の12名が青年部組織「若紫」を立ち上げました。「若紫」は組合のPR事業を担当しており、「みそ健康セミナー」や「味噌づくり教室」等のイベントを中心として頑張っています。とても頼もしく感じており、積極的に支援をしていきたい。

### ◎座右の銘について

私の好きな言葉は二つあります。一つは、稲盛和夫氏(京セラ名誉会長)の言葉で、「動機善なりや、私心なかりしか」というものです。自分の行動の一つひとつについて、自己の利益や都合に左右されていないか、自己中心的でないかを確認するようにしています。

もう一つは、幕末の政治家・山岡鉄舟の歌の一節で「晴れてよし、曇りてもよし、富士の山」ですが、中村天風氏が説くように、事あるときも事なきときも動じない心境が運命を切り拓いていくと信じています。私にとって大切なこの二つの言葉を、額に入れて自室に飾っています。

### ◎趣味について

趣味は、旅行と読書です。旅行は、妻と近場の温泉に出かけることが多いのですが、現役を退いてゆっくりしたら、夫婦で出かけたい場所をたくさん思い浮かべています。

もう一つの趣味の読書は、仕事に関係するものも含めて一年間に20冊から30冊読みます。好きなジャンルは人間学で、座右の銘でも紹介した中村天風氏の著書をこれまでにたくさん読みました。

